

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成20年8月12日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成20年8月19日（火）午前10時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室
- 3 件名
市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）